§１９　厚生事業及び福祉事業（法第 112 条第１項第１号、第１号の２及び第６号並びに定款第 27 条第１号、第１号の２及び第４号）

共済組合及び県互助組合では、組合員やその家族の健康と保養の増進及び元気回復を図ることを目的に、次の事業を行っています。

事業の詳細及び申込方法等については、文書で各所属所長へそれぞれ通知します。事業内容等を確認して期日までに申し込んでください。

§１９の１　特定健診事業

《共済組合》

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、年度内に 40 歳から 75 歳（※）の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

※ 75 歳の誕生日の前日まで受診が可能です。

１　特定健康診査

（１）　組合員

人間ドック又は定期健康診断の受診をもって特定健康診査の受診に替えています。

※　短期組合員のうち定期健康診断等の受診機会がない方には受診券（セット券）を送付します。７月下旬に届いていない場合は、共済組合に連絡してください。

（２）　被扶養者

共済組合から送付する受診券（セット券）を使って受診してください。

２　特定保健指導

特定健康診査の受診後、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣の改善が必要と判断された場合には特定保健指導の対象となります。特定保健指導では、保健師や管理栄養士等の専門家が生活習慣の改善をサポートします。

詳細については対象者に別途通知します。

§１９の２　健診事業

生活習慣病予防健診事業

事業名			実施期間	対象者
人間ドック	指定年齢健診		６月～２月	当該年度中に 30 歳・35 歳・37 歳・39 歳・41 歳・43 歳・45 歳・47 歳・49 歳・51 歳・53 歳・55 歳・57 歳及び 59 歳に達する組合員のうち受診を希望する者 **《共済組合》《県互助組合》**
	シニア普通ドック		６月～２月	当該年度中に達する年齢が 50 歳以上で指定年齢健診対象者以外の組合員のうち受診を希望する者 **《共済組合》《県互助組合》**
器官別検診	ドックセット型	肺検査（※）	６月～２月	当該年度中に達する年齢が 43 歳以上で上記人間ドックを受診する組合員のうち受診を希望する者 **《共済組合》**
		レディース検診	６月～２月	女性組合員で上記人間ドックを受診する組合員のうち受診を希望する者 **《共済組合》**
	レディース検診（巡回検診型）		11 月～２月	女性組合員で受診を希望する者（人間ドックでレディース検診を受診する者を除く。） **《共済組合》**
	大腸がん検診（検体郵送型）		１月	当該年度中に達する年齢が 41 歳以上の組合員で受診を希望する者（人間ドック受診者を除く。） **《共済組合》**

※　肺検査は決定人数に上限があるため、申込多数の場合は抽選となります。また、２年連続して受診することはできません。

§１９の３　健康づくり事業

《共済組合》

１　メンタルヘルス相談

（１）　専門医療機関による相談（対面）

対象者	組合員本人
相談員	専門の医師
相談場所	県内 10 か所
利用方法	指定専門医療機関に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。相談時には「本人資格確認書類」を必ず持参してください。
費用負担	１人当たり年間２回まで共済組合全額負担（ただし、投薬等の医療行為は自己負担（健康保険適用）となります。）

【指定専門医療機関】

医療機関名	所在地	相談予約 電話番号
清川神経科内科クリニック	広島市中区八丁堀４-15 アーバンビュー八丁堀３Ｆ	082-227-5111
神人（じんにん）クリニック	広島市東区若草町９-12-401	082-261-0600
瀬野川病院	広島市安芸区中野東四丁目 11-13	082-892-1055
よこがわ駅前クリニック	広島市西区横川町二丁目７-19 横川メディカルプラザ６階	082-294-8811
森岡神経内科	広島市安佐北区可部南四丁目９-17	082-819-0006
村岡クリニック	呉市中央二丁目６-10 村上ビルⅡ４階	0823-32-2223
わかみやメンタルクリニック	東広島市西条上市町５－５ 総合不動産ビル３階	082-431-6110
あおばメンタルクリニック	福山市多治米町一丁目 11-17	084-981-1250
押尾クリニック	三原市城町一丁目 12-23-１	0848-67-8766
三次病院	三次市粟屋町 1731	0824-62-2888

※　個人情報はすべて医療機関で適正に管理され、秘密は厳守されます。

（２）　産業カウンセラーによる相談（対面・電話・Zoom）

対象者	組合員本人及びその被扶養者
相談員	産業カウンセラーの資格を有する専門家等
相談場所	一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所 ※　福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。
利用方法	一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所に電話で予約。その際、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。
費用負担	共済組合全額負担（利用制限なし）

機　関　名	所　在　地	電話番号	予約受付時間
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 中国支部広島事務所 【カウンセリングルーム】	広島市中区幟町 3-1 第３山県ビル５階	(082)209-8828	月～金 10：00 ～16：30

※　福山、三次市内で相談を希望される場合も広島事務所に連絡してください。

※　産業カウンセラーとは、カウンセリングの知識と技法を習得した専門家で、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題等なんでも相談できる人のことです。

※　個人情報はすべて日本産業カウンセラー協会で適正に管理され、秘密は厳守されます。

２　メンタルヘルス講演会事業

公立学校共済組合広島支部の組合員により構成する団体（以下「団体」という。）が、メンタルヘルス研修会等に、オンライン又は対面で産業カウンセラーを派遣し、その費用を支部が負担します。

（１）　要件

ア　組合員のためのメンタルヘルスに関する啓発と、継続してセルフケアを行うための内容とした講演会とする

イ　申請は、既存の団体以外でも可能

ウ　講演会等への参加者数が、原則として 15 人以上の団体

（２）団体による費用負担

共済組合全額負担（ただし、講演会実施に係る通信費等は、団体で負担してください。）

（３）利用方法

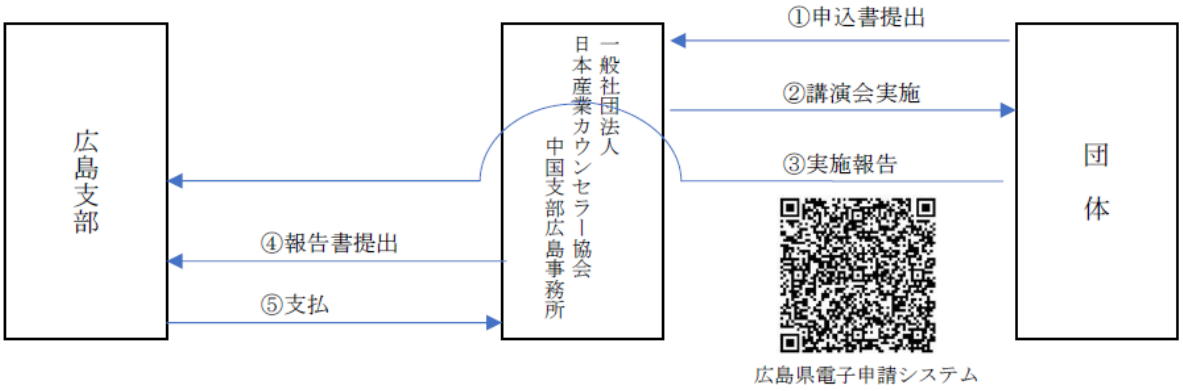
「メンタルヘルス講演会申込書」（様式集§19-003 頁）に必要事項を記入の上、一般社団法人日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所にメールまたは FAX により申込み、当該事務所と詳細を調整してください。

※　実施を希望する日程の３週間前までに申込みをしてください。

（４）　その他

オンライン講演会を実施するための通信機器（PC、タブレット、オンライン環境等）又は対面での講演会を実施するために必要な機材等は、各団体で準備してください。

＜参考＞講演会実施にかかる事務手続きの流れ



§１９の４　一般事業

《共済組合》

事　業　名	実施期間	事 業 内 容
旅行商品特別割引	年間	組合員及びその家族が旅行商品を購入する際に割引を受けられます。(「§１９の６　旅行商品特別割引」参照)
特典サービス	年間	共済組合と契約のある事業者を利用する際に特典サービスを受けられます。
「福利ひろしま」の配付	年間	共済組合及び県互助組合が共同で、広報冊子を年１回（４月下旬）配付し、電子データを年５回（７、９、11、１、３月）配信します。

§１９の５　宿泊施設の利用について

《共済組合》

１　公立学校共済組合直営の宿泊施設を利用するとき

公立学校共済組合では、直営の宿泊施設「公立共済やすらぎの宿」を全国に設けており、対象者は組合員料金で利用することができます。

（１）　利用方法

①　申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込んでください。

②　利用者は、施設に到着次第、「本人資格確認書類」（退職者及び年金受給者は、「宿泊施設特別利用者証」）を提示してください。

（２）　対象者

組合員（任意継続組合員を含む。）、退職者、年金受給者及びその家族（配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）

（３）「公立共済やすらぎの宿」

共済組合ホームページに一覧表を掲載していますので、ご参照ください。

公立共済やすらぎの宿【公式サイト】　https://www.kouritsuyasuragi.jp/

２　他の共済組合の宿泊施設を利用するとき

地方公務員等共済組合法に基づき各共済組合が経営する宿泊施設は、宿泊料金について当該組合の組合員利用料金と同じ扱いとする相互利用が行われています。

ただし、この相互利用の対象となるのは組合員（任意継続組合員を含む。）とその被扶養者、年金受給者本です。

（１）　利用方法

①　申込みは、利用しようとする施設へ直接申し込んでください。

②　利用者は、施設に到着次第、「本人資格確認書類」（退職者及び年金受給者は、「宿泊施設特別利用者証」）を提示してください。

（２）　相互利用の対象となる共済組合

・地方職員共済組合
・警察共済組合
・各市町村職員共済組合
・東京都職員共済組合
・都市職員共済組合
・指定都市職員共済組合
・全国市町村職員共済組合連合会
・文部科学省共済組合
・日本私立学校振興・共済事業団
・防衛省共済組合
・国家公務員共済組合連合会

§１９の６　旅行商品特別割引

《共済組合》

次表の旅行業者が指定した商品について、割引利用ができます。

【申込方法】

契約業者の取扱店で「本人資格確認書類」を提示し、旅行商品の申込みをしてください。

【利用対象者】

組合員及びその家族、並びに任意継続組合員及びその家族

（家族の範囲：①被扶養者　②被扶養者でない配偶者

③被扶養者でない組合員と同居の子・孫・父母・祖父母及び18歳未満の弟妹）

旅行会社等名称	取扱店	電話番号	割引対象商品（括弧内は割引率）	
			海外旅行	国内旅行
東武トップツアーズ株式会社	広島支店	050-9002-5442	自社募集型企画旅行 （パッケージツアー）（３％） ※　一部商品を除く。	「FEEL」（フィール） （３％）
株式会社たびまちゲート広島	本社営業所 （たび館）	(082)543-2040	自社募集型企画旅行 （パッケージツアー）（３％） ※　一部商品を除く。	自社募集型企画旅行 （パッケージツアー）（３％） ※　一部商品を除く。

※　詳細については、取扱店に直接お問い合わせください。